4 吹福指第 1542 号 令和 5 年 3 月 20 日 (2023 年)

市内児童発達支援事業所管理者 様

吹田市福祉部福祉指導監査室長

令和5年度障がい児通所支援の前年度実績に係る変更届について(通知)

平素は、本市福祉行政の推進に御協力いただき、お礼申し上げます。

指定権者に届出が必要な基本報酬や各種加算(以下「加算等」とします。)の内容に変更が生じる場合は、本市に障がい児通所給付費の算定に係る書類等の届出を行う必要があります。

<u>前年度実績を確認した結果、加算等の内容に変更が生じる事業所</u>につきましては、以下のとおり 関係書類の届出をお願いします。

- 1 届出する加算等の取得年月日(異動年月日) 令和5年4月1日
- 2 前年度実績により加算等の変更届が必要となる可能性があるサービス 児童発達支援(未就学児等支援区分の届出)
- 3 届出期限及び届出方法
  - (1) 届出期限

令和5年4月19日(水)【当日消印有効】

※<u>今回の提出期限が適用されるのは、前年度実績を確認した結果、加算等に変更が生じ</u>る場合の届出に限ります。

専門職の配置等で毎月要件を満たしているか確認が必要な加算等については、従前のとおり、前月15日までに届出が必要ですので御注意ください。

また、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の届出とは、届出期限が異なりますので御注意ください。

(2) 届出方法

郵送 ※来室いただいても、その場で審査等ができませんので御了承ください。

## 4 届出書類等

以下の吹田市ホームページから御確認ください。

https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018719/1022381/1023319/1013880.html

※福祉指導監査室のホームページへのリンク

## 5 書類の郵送先

〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市福祉指導監査室 障がい事業者担当

## 6 留意事項

- (1) 変更届出期限までに書類の届出がない場合や書類の補正に応じない場合等は、大阪府 国民健康保険団体連合会との事業者台帳の連携ができず、令和5年4月分の報酬の支 払いに反映できない場合があります。
- (2) 届出後に算定要件を満たしていないことが判明した場合は、加算等の変更の届出や算定した報酬の返還が必要となります。また、事業所の体制から明らかに算定できない加算等を虚偽により取得した場合は行政処分の対象となります。加算等を取得する場合には事前に国の報酬告示等により算定要件の確認をしてください。

## 【問合せ先】

吹田市 福祉部 福祉指導監査室 障がい事業者担当

電話番号:06-6105-8007